ロ　特例畜舎等以外の畜舎等　次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(一)の項の(ろ)欄に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(は)の項の(ろ)欄に掲げる日影図と、別表第二の(一)の項の(ろ)欄に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1)　別表第二の各項の(い)欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(2)～(5)　（略）

四・五　（略）

2～4　（略）

（畜舎建築利用計画の記載事項）

第六十六条　法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、これらの施設と一体的に利用する畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、当該施設の所在地

四　畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する物資の種類

五　畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する車両及び物資の種類

六～九　（略）

（畜舎建築利用計画の認定基準）

第七十条　法第三条第三項第六号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主（法人にあっては、その役員を含む。）が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二　（略）

三　畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に当該畜舎等の建築等が行われること。

四　畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する物資が畜産経営に必要なものであること。

五　畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、その用途に供する部分に保管する車両及び物資が畜産経営に必要なものであること。

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第七十二条　（略）

2　法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあっては、別表第二の(一)の項の(ろ)欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は床面積求積図のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3～5　（略）

ロ　特例畜舎等以外の畜舎等　次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(一)の項に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(は)の項の(ろ)欄に掲げる日影図と、別表第二の(一)の項の(ろ)の項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1)　別表第二の各項に掲げる図書

(2)～(5)　（略）

四・五　（略）

2～4　（略）

（畜舎建築利用計画の記載事項）

第六十六条　法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三～六　（略）

（畜舎建築利用計画の認定基準）

第七十条　法第三条第三項第六号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主（法人にあっては、その役員）が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二　（略）

（新設）

（新設）

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第七十二条　（略）

2　法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあっては、別表第二の(い)の項に掲げる図書のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3～5　（略）